

福祉のまちづくり条例の改正について

県土整備部まちづくり局

福祉のまちづくり条例（以下「条例」という。）の制定から15年余が経過した現在、急速な高齢化の進行、国における法整備の進展等、条例を取り巻く状況は大きく変化しており、条例制定以降の本県における新たなまちづくり関連の施策を踏まえた福祉のまちづくりの一層の推進が求められている。

このことを踏まえ、ユニバーサル社会づくりの視点を明確化し、特定施設（多数の者が利用する施設）について、バリアフリー法（以下「法」という。）の基準適合義務の制度の活用及び整備状況の公表の義務付けにより整備基準の実効性の向上を図るとともに、県民の参画と協働による福祉のまちづくりを推進するため、次のとおり、所要の整備を行う。

1 ユニバーサル社会づくりの視点の明確化

条例の対象者として「高齢者、障害者」に、「妊婦、乳幼児を同伴する者等」を追加し、ユニバーサル社会づくりの視点を明確化する。（第1条）

2 特定施設の整備

(1) 特別特定建築物等に係る基準適合義務（法委任規定）

新築等される「特定施設」に対する整備基準の義務付けをより明確化するため、法第14条第3項に基づき、建築確認制度と連動した審査・検査の仕組みを導入する。（第24条の3～第24条の6）

(2) 条例に基づく手続きと法に基づく手続きとの重複の解消等

(1)により建築確認で審査・検査される「特定施設」について条例の届出を廃止して手続きの重複を解消する。（第15条、第21条）

(3) 整備状況に関する情報の公表

既存の「特定施設」に対する整備基準の実効性の向上を図るため、特定用途かつ一定規模以上の施設の所有者等に、当該施設の整備状況に関する情報のインターネット等での公開を義務付ける。（第24条の2）

3 県民の参画と協働による福祉のまちづくり

(1) 利用者の意見を尊重した特定施設の整備運営

特定施設の所有者等は、施設利用者の意見を尊重した整備と運営に努めることとする。（第33条の2第1項）また、障害者等が施設利用に際して事前に情報入手できるよう、施設の整備と運営に関する情報の公表に努めることとする。（第33条の2第2項）

(2) 福祉のまちづくりアドバイザー

特定施設の整備と運営について点検し助言する者を「福祉のまちづくりアドバイザー」として登録し、施設の所有者等の求めに応じてあっせんする。（第33条の3）

(3) 県民参加型特定施設の認定

(2)の「福祉のまちづくりアドバイザー」を活用するなど、県民の参画と協働により高齢者等が利用しやすい整備と運営を行っている「特定施設」を「県民参加型特定施設」として認定できることとする。（第33条の4）

4 施行期日

平成23年7月1日から施行する。

福祉のまちづくり条例の改正のあらまし

<p>第1章 総則</p>	<p>定義、責務等・・・対象者の追加（ユニバーサル社会づくりの視点の明確化）</p>
<p>第2章 基本方針等</p>	<p>福祉のまちづくり基本方針等・・・現行条例から変更なし</p>
<p>第3章第1節 特定施設 (多数の者が利用する施設)</p> <p>新築等される 特定施設</p> <p>義務規定 指導・勧告・公表</p>	<p><対象施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅舎 ・ 地下街 ・ 道路 ・ 公園等 <p><手続></p> <p>条例に基づく届出・検査 知事の指導・勧告・公表</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">特別特定建築物等に係る基準適合義務</p> <p style="text-align: center;">法委任規定により、今回義務付けを明確化するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉施設 ・ 医療施設 ・ 教育文化施設 ・ 官公庁 ・ 100㎡以上の店舗等 ・ 21戸以上の共同住宅 ・ 3000㎡以上の事務所等 <p><手続></p> <p>建築確認として審査・検査 (条例に基づく届出は不要) 所管行政庁の指導・勧告・命令・罰則 (バリアフリー法の委任規定)</p> </div>
<p>既存の特定施設</p> <p>努力規定 指導</p>	<p><対象施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同上 <p><手続></p> <p>手続なし(整備基準のみ) ・・・現行条例から変更なし</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><整備状況に関する情報の公表>・・・義務規定 特定用途かつ一定規模以上の施設の管理者に、当該施設の整備状況に関する情報のインターネット等での公開を義務付け</p> </div>
<p>第3章第1節の2 小規模購買施設等</p> <p>努力規定 指導</p>	<p><対象施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 100㎡未満の店舗等 <p><手続></p> <p>条例に基づく届出(検査なし) ・・・現行条例から変更なし</p>
<p>第3章第2節 公共車両</p> <p>努力規定 指導</p>	<p><対象施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共車両 <p><手続></p> <p>手続なし(整備基準のみ) ・・・現行条例から変更なし</p>
<p>第3章第3節 住宅</p> <p>努力規定 指導</p>	<p><対象施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅(専有部分) <p><手続></p> <p>共同住宅(21戸以上)の届出(検査なし) その他：手続なし(整備基準のみ) ・・・現行条例から変更なし</p>
<p>第3章の2 県民の参画と協働 による福祉のまち づくり</p> <p>努力規定</p>	<p>利用者の意見を尊重した特定施設の整備・運営と整備・運営に関する情報の公表 特定施設の整備・運営について点検・助言を行う「福祉のまちづくりアドバイザー」 の登録とあわせん 県民の参画と協働により高齢者等が利用しやすい整備・運営を行っている特定施設 を「県民参加型特定施設」として認定</p>

バリアフリー法による裏打ち